

譲渡所得～基本の本～

今回は譲渡する財産を動産・不動産・株式の3種類に分け、所有期間で短期長期に区分しました。その理由は区分の違いによって税金の計算方法が変わるから・・・でしたが、今回は税額計算まで見ていきましょう。

(1) 総合課税と分離課税

前回、所得を10種類に区分しましたが、これらの所得に対する課税方法は大きく2種類に分かれます。一つは原則である総合課税、もう一つは分離課税です。総合課税は、いったん分けて計算した所得同士を『総合して』計算し、これに税率を適用して所得税を計算する課税方法で、一般的な給与所得や不動産所得がこれに該当します。所得が多くなるほど税率が高くなるように設定されており(これを超過累進税率と呼びます) 現在は5%~40%の6段階に分かれています。

一方、分けたまま文字通り『分離して』税額計算を行うのが分離課税です。所得の性質上、総合課税になじまないものが対象となります。分離課税とされるのは、退職所得と山林所得、そして譲渡所得の一部です。

(2) 譲渡所得を上記(1)に当てはめると・・・

総合課税となる譲渡所得

譲渡所得のうち総合課税の適用を受けるのは、動産の譲渡による所得です。ただ合算するだけなら短期と長期にわける必要がありませんね。その理由は、短期の譲渡所得はもうけ(所得)の全額を加算、長期はもうけの1/2だけを加算すればよいことになっているからです。総合課税・超過累進課税ということは、他の所得がどれだけあるかの影響を受けますので、『この動産を売ったら税金がいくらになる』とダイレクトに計算することはできません。

また、総合課税の特徴として50万円の特別控除が認められています。これは、少額不追求という立場から動産の譲渡により(年間あたり)50万円以下のもうけならば課税されないこととなっています。

分離課税となる譲渡所得

譲渡所得のうち分離課税の適用を受けるのは、不動産と株式の譲渡による所得です。分離課税は総合課税と異なり、税率が定率です。これらの譲渡益は巨額になる可能性があり、他の所得に影響を及ぼすことが適当ではないため分離課税が採用されています。また、総合課税の譲渡所得のように損益通算(他の所得とプラスマイナスを相殺できる制度)を適用できないのも特徴で、例えば株式の取引で発生したマイナスを給与所得と通算することができません。

(3) 短期は損気？

分離課税の税率は以下の通りです。どうやら本当に短期は損気のようなですね。

短期譲渡所得・・・税率39%(所得税30%・住民税9%)

長期譲渡所得・・・税率20%(所得税15%・住民税5%)

株式譲渡所得・・・上場株式は10%(所得税7%・住民税3%)

非上場株式は20%(所得税15%・住民税5%)



譲渡資産の種類		所有期間	課税方法	所得の取扱い及び税率
不動産	短期	取得日から譲渡した年の1月1日までが5年以内	分離	39%(所得税30%+住民税9%)
	長期	取得日から譲渡した年の1月1日までが5年超		20%(所得税15%+住民税5%)
動産	短期	取得日から譲渡の日までが5年以内	総合	所得の全額を合算し累進税率
	長期	取得日から譲渡の日までが5年超		所得の1/2のみ合算し累進税率
株式			分離	上場 10%(所得税7%+住民税3%)
				非上場 20%(所得税15%+住民税5%)

但し、平成23年分まで。平成24年度以降は20%(所得税15%+住民税5%)。

気の早い譲渡とかけて麻雀であがりにくい待ちとときます。そのころは・・・タンキは損でしょう？